

労働者や事業主の皆さまへ 労働ほっとラインのご利用を！

県では、各種労働問題に電話でお応えする
労働ほっとラインを開設しています。

賃金、労働時間、退職、解雇、職場のハラスメントなど、労働問題に関するご相談に、専門の社会保険労務士がお応えします。

労働ほっとラインの概要



山口県 PR 本部長ちよるる

※秘密厳守、匿名OK（統計調査にご協力ください）

- ◇ 電話番号 083-933-3232
- ◇ 相談員 社会保険労務士
- ◇ 相談料 無 料（通信料は相談される方のご負担となります。）
- ◇ 相談日 月曜日～金曜日（祝日・年末年始（12月29日～1月3日）は除く）
- ◇ 相談時間 9：00～18：00

※ご相談は、メールでも受け付けています。

（返信にお時間をいただく場合があります）

メールアドレス：roudou@pref.yamaguchi.lg.jp

（注）上記アドレスからのメールを受け取れるように設定してください。

その他の相談先

平日夜間・土日・祝日は「労働条件相談ほっとライン」をご利用ください。

電話番号 0120-811-610

月～金：17：00～22：00 土・日・祝日：9：00～21：00

（年末年始は除く）

詳しくは厚生労働省ホームページまで

<https://www.check-roudou.mhlw.go.jp/lp/hotline/>

労働関係法令違反（賃金不払い、サービス残業等）が疑われる事業所に関するご相談は、指導権限のある最寄りの労働基準監督署にご相談ください。詳しくはWebでご確認ください。

労働基準監督署 山口県

検索

労働者と事業主との間のトラブルの解決をお手伝いする「個別労働紛争あっせん制度」も御利用ください。

（裏面あり）

（R7.4 改正）

職場のトラブルで困っていませんか？

労働者の皆様

- ・懲戒処分や解雇をされたが、納得できない。
- ・何の説明もなく、時給を引き下げられた。

解雇！



賃金引下げ



使用者の皆様

- ・社員から高額な退職金の上乗せを求められ困っている。
- ・社員にやむを得ぬ事情で配転命令を出したが、理由なく拒否している。



お断りします

労働組合

- ・組合員故の、差別を受けている。



- ・団体交渉で話し合っても、合意に達しない。
- ・交渉ができない。



こんな時

山口県労働委員会の「あっせん」制度があります！

労働問題の専門家で経験豊富なあっせん員3名が仲立ちし、職場で生じた労働紛争について話し合いによる解決をお手伝いします。

労働者・使用者どちらからでも申請できます。



あっせんの5つのメリット！

お気軽にご相談ください

簡単

無料

非公開

非対面

早期解決



お問い合わせ 山口県労働委員会事務局

〒753-8501 山口市滝町1-1（山口県庁7階）

TEL：083-933-4444 FAX：083-928-7072

Email：a34000@pref.yamaguchi.lg.jp

詳しくはWebで

